一般事業主行動計画

子育て世代の職員が仕事と子育てを両立させることができ、育児休業等を取得しやすい環境つくりのために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　2025年　4月　1日　～　2030年　3月　31日

2. 内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・取得率を50%以上にすること
女性職員・・・取得率を100%とすること

目標２：遅番勤務業務終了を22時までとする（現在22時30分まで）

〈対策〉

- 男性も育児休業を取得できることを周知するため、社内報や説明会による職員への周知を図る。
- 対象職員を把握したら制度の活用のため、当該職員、当該役職者へ、パンフレットを配布し説明する。

以上

女性活躍推進法に基づく

一般事業主行動計画

男女とも全職員が活躍出来る雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　2022年　4月　1日　～　2027年　3月　31日

2．当会の課題

当会は、女性常勤職員の割合は46%であるが、役職者の比率は低い。

3．目標と実施時期・取組内容

目標

女性の役職者が現在およそ34%なので40%以上となるようにする。

＜実施時期・取組内容＞

- 2022年4月～　上司が、女性が役職にならない（なれない）理由を掌握する。
- 2022年10月～　上司が、職員の育成計画を作成し、職員に共有化する。
- 2025年4月～　役職者候補となる男女職員に対して研修を実施する。

以上